

【別記 3-2】 (合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明書の様式(例) ※流通・加工段階における証明書の場合)

令和 年 月 日

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、
発電利用に供する木質バイオマスの証明書

〇〇〇〇 殿
(販売先)

〇〇森林組合連合会
佐賀森連合認G〇〇号

【発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに基づく証明を行う認定事業者でGHG関連情報を取扱う事業者の認定番号は「佐賀森連合認G〇〇号」とする。】

下記の物件が、以下の項目に該当し、適切に分別管理されていることを証明します。

- 1 全て「木材・木製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき証明された木材のみを原料としていること。
- 2 全て「間伐材チップの確認のためのガイドライン」に基づき確認された間伐材であること。
- 3 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく間伐材等由来の木質バイオマスであること。
- 4 全て「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく一般木質バイオマスであること。

記

ア 物件(森林)所在地

イ 樹種

ウ 数量

エ 証明書類

オ GHG関連情報(上述3または4の場合)

(1) 区分

(2) トラック最大積載量: 1 t以上、2 t以上、4 t以上、10 t以上、20 t以上

輸送距離: 10km以下、20km以下、30km以下、40km以下、50km以下、

100km以下、150km以下、200km以下、300km以下

カ その他必要事項

注1 上述1~4の項目に○で明記すること。

注2 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報を追加記載することで証明書とすることも可能です。

注3 上述3または4の項目に○で明記した場合は、GHG関連情報の記載が必要です。

注4 区分には、素材販売の場合は「林地残材等」「その他伐採木」、チップ等製造事業者の場合は「チップ加工」「ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）」「ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）」、製材工場の場合は「製材等残材」を記載すること。

注5 チップ製造事業者等で、複数の原料を使用している場合は、素材生産事業者等からのバイオマス証明を元に下の表を追加し、原料区分等を記載すること。

5. GHG 関連情報に追加

原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

※ エには素材生産販売事業者から伝達された証明書類等を記載し、証明書類等の写しを保管する（第1種木材関連事業者に限る）。

※ GHG 関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km 単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、250km 以下、350km 以下など）や 10km 単位での数値記入欄の設定（例えば、「 0 km」）が可能。内航船輸送を行う場合には、GHG 関連情報として、内航船の輸送距離（10km 単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。その他 GHG 関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採齢 20 年以下の主伐の場合に使用することに留意。